

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の 中長期目標（第2期）変更案について

1. 変更の背景

- 令和4年度第二次補正予算の決定等の状況変化を踏まえ、以下のような観点からAMED第2期中長期目標を変更する必要がある。
 - ① 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第17条の2の規定により、基金事業を実施する際には、主務大臣が中長期目標において定める必要があるところ、令和4年度第二次補正予算における基金事業の実施にあたり中長期目標上明記する必要がある。
 - ・革新的医療技術研究開発推進事業（産学官共同型）（内閣府所管）
 - ・創薬ベンチャーエコシステム強化事業（経済産業省所管）
 - ・先端国際共同研究推進プログラム（文部科学省所管）
 - ② その他所要の修正
- このため、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第20条第1項の規定に基づき、健康・医療戦略推進本部の意見を聴くもの。

2. 中長期目標の変更案

別紙のとおり

以上